

解説 核兵器禁止条約 第1回

核フォーラム

2021年2月13日

山田寿則(明治大学)

本日の内容

- 核フォーラムについて
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐる現状
- TPNWの概要
- 第1条の解説

核フォーラムについて

- 1997年に、浦田賢治早稲田大学教授(現名誉教授)を中心に活動を開始。
- 対象は、核兵器・原子力の平和利用問題を中心にしつつも、それに限定されない。
- 開催場所や運営について、日本反核法律家協会の協力を得ながら継続。
- 関係する出版物等
 - 『モデル核兵器条約 反核法律家 別冊1』日本反核法律家協会、1997年
 - 浦田賢治編『非核平和の追求：松井康浩弁護士喜寿記念論集』日本評論社、1999年
 - ジョン・バロース著『核兵器使用の違法性－国際司法裁判所の勧告的意見』
 - C.G.ウィーラマントリー著『国際法から見たイラク戦争－ウィーラマントリー元判事の提言』勁草書房、2005年
 - メラフ・ダータン他著『地球の生き残り 解説モデル核兵器条約』日本評論社、2008年
 - 浦田賢治編著『核不拡散から核廃絶へ 軍縮国際法において信義誠実の義務とは何か』憲法学会発行・日本評論社発売、2010年
 - 浦田賢治編著『核抑止の理論 国際法からの挑戦』憲法学会発行・日本評論社発売、2011年

核兵器禁止条約をめぐる状況

核兵器禁止条約(TPNW)の現状

- 2017年7月7日採択(122/1/1)、2021年1月22日発効
- 署名国86、批准国(加入国2を含む)52
 - 国連登録条約のサイトは[こちら](#)
- 正式名称:Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons(TPNW)
 - 「核兵器の禁止に関する条約」
- 構成;前文(24項)、本文(20か条)、末文
- 正文:アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語
- 日本語の公定訳:なし
 - 外務省による「暫定的な仮訳」は[こちら](#)
 - 日本反核法律家協会による暫定訳は[こちら](#)

TPNWに対する諸国の態度

- 2020年国連総会決議75/40「核兵器禁止条約」
 - [A/RES/75/40](#), 2020年12月7日採択
- 投票結果: [130-42-14](#)
 - 賛成
 - オーストリア、メキシコ、NZ、アイルランド、南アなど推進国
 - 反対
 - 核保有国: 中、仏、インド、イスラエル、パキスタン、ロ、英、米、DPRK(棄権から)
 - NATO全加盟国30カ国
 - 米国の核傘下国: オーストラリア、日本、ミクロネシア、韓国。
 - その他: ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ。
 - 棄権
 - 条約交渉会議参加国: シンガポール、スウェーデン、スイス、マーシャル。
 - CSTO加盟国: アルメニア、ベラルーシ、キルギスタン、タジキスタン
 - CSTOからは唯一カザフスタンが賛成。キルギス、タジクは中央アジア非核兵器地帯条約当事国
 - その他: アルゼンチン、フィンランド、ジョージア、セルビア、トンガ、ウクライナ。

諸国によるTPNWの調査・検討

- スイス外務省「核兵器禁止条約分析作業部会報告書」(18.6.30)
 - https://www.eda.admin.ch/dam/eda/en/documents/aussenpolitik/sicherheitspolitik/2018-bericht-arbeitsgruppe-uno-TPNW_en.pdf
- ノルウェー政府の対議会報告書(18.11.28)
 - https://www.regjeringen.no/en/dokumenter/review_tpnw/id2614520/
- スウェーデン政府への調査官報告書(19.1.18)
 - <https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/departementsserien-och-promemorior/2019/01/utredning-av-konsekvenserna-av-ett-svenskt-tilltrade-till-konventionen-om-forbud-mot-karnvapen/>
- オランダ政府対議会回答文書(19.1.30)
 - https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/brieven_regering/detail?id=2019Z01662&did=2019D03627
- イギリス上院国際関係委員会報告書(19.4.24)
 - <https://publications.parliament.uk/pa/ld201719/ldselect/ldintrel/338/33802.htm>
- ドイツ連邦議会調査局調査報告書(21.1.19)
 - <https://www.bundestag.de/resource/blob/814856/28b27e2d04faabd4a4bc0bfd0579658c/WD-2-111-20-pdf-data.pdf>

TPNWの条文解釈の進展

- Daniel Rietiker & Manfred Mohr, *A short commentary article by article, IALANA*, April 2018.
https://www.ialana.info/wp-content/uploads/2018/04/Ban-Treaty-Commentary_April-2018.pdf
- Stuart Casey-Maslen, *The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: A Commentary* (Oxford Commentaries on International Law) (English Edition), 2019.
著者は、南ア・プレトリア大教授、条約交渉会議でオーストリア法律顧問、NWBM寄稿者
- Nuclear Weapons Ban Monitor (<https://banmonitor.org/>)
Norwegian People's Aidの手による、TPNWの事実上のモニタリング・レジーム
2018年、2019年、2020年版が公開
オーストリア、アイルランド、NZ、ノルウェーが出資
- Model law for the treaty on the prohibition of nuclear weapons
<https://www.icrc.org/en/document/model-law-treaty-prohibition-nuclear-weapons-0>
ICRCによる国内実施のモデル法

TPNWの概要

「核兵器禁止条約」という名称について

- 正式名称:「核兵器の禁止に関する条約」(TPNW)
- TPNW以外の「核兵器禁止条約」の存在
 - 「ラテン・アメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約」(トラテロルコ条約)
 - 「モデル核兵器(禁止)条約」(MNWC)
 - 1997年作成、コスタリカ・マレーシアが国連総会に提出
 - 「核兵器使用禁止条約」
 - インドが毎年国連総会で提案
 - 「包括的核兵器禁止条約」(a comprehensive nuclear weapons convention)
 - 非同盟諸国が主張

核兵器禁止条約の主な内容(1/2)

① 核兵器の全面的で無差別な禁止(1条)

- 開発・実験・生産・製造・取得・占有・受領・移譲・使用・使用するとの威嚇・禁止行為の「援助・奨励・勧誘」・配置・設置・配備 → 「いかなる場合」も禁止
- NPTのような、核兵器国と非核兵器国と区別(差別)はない
- 原子力の平和利用を認める(前文21項)

② 検証と廃棄で一定の規定(廃棄と軍事転用防止)(2条～4条)

- 申告(保有の有無等)(2条)
 - 非保有国:NPT並みの保障措置協定の締結・維持の義務(3条)
 - 旧保有国:廃棄済み検証、転用防止の検証(4条1)
 - 現保有国:運用除去、廃棄義務、除去計画提出等(4条2)、転用防止の検証(同3)
 - 他国核所在国:速やかな撤去確保(4条4)
- 未決定事項の存在(4条)
 - 核兵器計画の廃止期限(4条2)、他国核の撤去期限(4条4)、「権限のある国際的な当局」の指定(4条1, 2) → 第1回締約国会合で決定(4条6)

核兵器禁止条約の主な内容(2/2)

③ 積極的義務(5条～7条)

- 国内の実施措置(5条)
- 被害者援助・環境修復(6条)
 - 被害者所在締約国、汚染領域締約国に第1次的な責任
- 国際協力・援助(7条)
 - その他の締約国(核使用・実験実施締約国を含む)に援助責任

④ 制度的取極の存在(8条以下)

- 締約国会合(2年毎)・検討会合(6年毎)・特別会合(締約国の要請)(8条)
 - 締約国、非締約国、国際組織、市民社会の参加 招請(義務)(同5)

核兵器禁止条約の条約法から見た特徴

- 一般条約であり、かつ規範創設性を持つ
 - 普遍的条約を目指す: 12条(普遍性)
 - 非核兵器地帯条約のような地域限定の特別条約ではない。
- 13条(署名)、14条(批准等)
 - 署名期間に終期がない → 発効後も署名・批准方式による参加が可能
 - 署名の法的効果: 条約の趣旨及び目的を失わせてはならない義務(条約法条約18条)
- 発効要件: 50か国の批准等(15条)
- 留保: 禁止(16条。「この条約の各条の規定」につき)
 - 「特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更」する声明(条約法条約2条1(d))
 - 前文や後に追加される議定書への留保は必ずしも禁止されていない
- 有効期間: 無期限(17条1)
- 脱退: 「自国の至高の利益を危うく」する「異常な事態」の存在と通告で可(同2)。通告後12か月で脱退可だが、武力紛争中の脱退不可(同3)。
- 他の協定との関係: 既存の国際協定上の義務に影響しない。但し、両立する場合に限る(18条)
 - 両立しない場合(抵触する場合) → 後法優先の一般原則に従う
- 紛争解決(11条): 紛争国の協議義務(同1)、締約国会合による斡旋・要請・勧告(同2)
- 改正: 締約国の3分の2の賛成で改正 → 過半数締約国の批准 → 批准国につき改正発効(10条)

第1条の解説

何を禁止しているのか？

NUCLEAR WEAPONS BAN MONITOR 2020を参照しつつ

定義規定の不在：核兵器、核爆発装置とは？

- 先行する軍縮条約の用語を採用し、一致を図るために、核兵器についてはNPTにならい定義していない。
 - Thomas Hajnoczi, “The Relationship between the NPT and the TPNW”, Journal for Peace and Nuclear Disarmament, Volume 3, 2020 – Issue 1, pp. 87–91,
- 一定の共通理解は存在
 - 核爆発装置：効果が主に核連鎖反応に由来する爆発装置
 - 重要な構成要素として、核分裂性物質（プルトニウムまたは高濃縮ウラン）と核連鎖反応を引き起こす手段
 - 核兵器：兵器化された核爆発装置であって、ミサイル、ロケット、爆弾などに搭載され、これらにより運搬されるもの
 - 重要な構成要素として、格納器と推進手段を含むミサイル、ロケットなども対象
 - 爆撃機や潜水艦などは対象外
- 論点
 - 平和的核爆発、使用目的（敵対的使用・戦争目的）を考慮するか？
 - 組み立て前の状態を対象とするか？
 - P5用語集では「兵器集合体」（Weapon assembly）として組み立て前は対象としない含意。

「いかなる場合にも～行わない」

- 軍縮諸条約では標準的な定式
 - CWC、APM, CCM、BWCにある
- あらゆる時点に及ぶ。平時も、武力紛争時も。核占有・使用が攻撃の見込みにあるとか、防衛とか、侵略行為とか、戦時復讐とかに関係ない。
 - Stuart Casey-Maslen, *The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: A Commentary* (Oxford Commentaries on International Law) (English Edition), pp. 134-135, paras. 1.08-1.09.
- 他方当事者が、非締約国や非国家主体でも、締約国は拘束される
 - Daniel Rietiker & Manfred Mohr, A short commentary article by article, IALANA, April 2018, p. 13

生産・製造・占有・貯蔵・その他取得(1条1(a))

- 生産・製造
 - 完成した兵器・装置に至ることを目指す過程。
 - 生産は製造を含み、製造は機械の使用を含む概念。 ※NPTでは製造のみ禁止
 - 工場外での即席作成や改造を含む。
- 占有
 - 管理下に置くことであって、所有権を必ずしも伴わない。
 - 所有が明示的に禁止されていないという問題点
 - 保守や配備も該当する
- 貯蔵
 - 一発であっても貯蔵に該当
- その他取得
 - 生産以外の方法で核兵器またはその他の核爆発装置を入手するあらゆる手段を含む包括的な規定
 - 別の供給源からの輸入、リース、または借用によるものか、理論的には、失われた核兵器の回収または捕獲または盗取

開発・実験(1条1(a))

• 開発

- 生産の準備を目的とした行動・活動。関連する研究、兵器のコンピューターモデリング、重要な構成要素の実験、および未臨界実験を含む。

• 実験

- 核爆発実験を意味する(CTBTと同じ)
- キューバの批准時の「宣言」では、未臨界実験・コンピュータシミュレーションを含むと。
- オランダ政府の議会回答(17.7.14)では、CTBTと「実験」の定義が違ふことから、CTBTの必要性を減らす。CTBT実施の試みを損なう。検証措置がないのも問題と指摘。
 - キューバは、TPNW発効後にCTBTに批准している

• 論点

- 開発に「研究」を含むか？
 - 交渉過程では主張されたが採用されていない。検証可能性は？
- ウラン濃縮・プルトニウム再処理はどこまで禁止されるか？
 - NPTでは核兵器その他の核爆発装置の製造・取得・受領が禁止されるだけ
 - TPNWはNPTよりも前段階の措置を禁止すると解される。

移譲・受領の禁止(1条1(b), (c))

- 「直接または間接に」
 - 個別に分割して、または第三者を介して、移送することは、核兵器または他の核爆発装置の生産に利用されることを了知している場合には、違法
- 対価の支払いは要求されない
- NPTでは、非核兵器国が受領することは禁止されるが、移譲することは禁止されていない。TPNWはこの点をカバーする。
- NATOの核共有や米英の核協力はこれにもNPTにも違反。
 - NPT1条「締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しない」
 - NPT2条「締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しない」

使用と使用するとの威嚇(1条1(d))

- 「使用」の禁止
 - 核兵器の使用を防止することは、条約の中心的な目的。
 - 「平和的」な核爆発も対象。意図は状況から識別。
 - 「抑止」を目的とした核兵器の占有または配備は、TPNWの下での使用にはならないが、第1条(1)(a)の占有の禁止の対象。
 - NPTは、核兵器国による核爆発装置の「平和的」爆発を可能にする場合を除いて、核兵器の使用を禁止せず。CTBTは平和的核爆発を禁止。
- 「使用するとの威嚇」の禁止
 - 「武力による威嚇」の禁止(国連憲章2条4)より範囲が広い
 - 表示された使用意思の対象が特定される必要性
 - 核兵器使用の威嚇が一般的であり、性質上特定されていないという広義の核抑止概念は、対象外。ただし、占有と備蓄の禁止により抑止の実行は禁止。

(考察)核抑止政策・態勢とTPNW

- 核抑止政策・態勢の主要な構成要素の禁止
 - 使用、使用するとの威嚇、保有等の禁止(1条)。運用からの撤去(4条2)。
 - 「条約加入は核抑止政策と両立しない」(2017年7月7日米英仏共同声明)
- 使用の禁止
 - 核抑止(における使用)の「信憑性」を損なう → 核抑止の実効性が大きく低減 → 核抑止政策を維持する国に条約加入の動機は生じない
 - 既存の国際法における「使用」の違法性を前提(前文10段) → 非締約国の説明責任の追及へ
 - 核のタブーの強化につながる
- 「使用するとの威嚇」(threaten to use)の禁止
 - 使用の威嚇(threat of use)との相違。→ある種の抑止政策の許容をめぐる議論
 - 「緊急抑止」(差し迫った攻撃を自制させる)と「一般抑止」(脅威切迫自体を防止) → 後者は禁止されない?
 - だが、核抑止の「信憑性」は損なわれる → 使用禁止と同じ結果
 - 既存の国際法における「使用するとの威嚇」の違法性を前提としていない。
 - 武力行使・威嚇の禁止(前文12段)には自衛権に基づく議論がある
 - 核抑止の本質を「威嚇」とみる視点 → 紛争の平和的解決の文脈での意義
 - 特定国への核使用を想定した軍事演習は「使用するとの威嚇」となりうる

援助・奨励・勧誘の禁止(1条1(e))

- 他^の国・国際組織・非国家主体による1条での禁止活動への援助・奨励・勧誘を禁止
- 上記に該当しない限り、核武装国との安全保障同盟または共同軍事作戦への参加は可能
- 援助
 - 援助行為と禁止活動との因果関係
 - 援助行為による禁止活動へ貢献度
 - 禁止活動への援助の「了知」
 - 財政上、科学技術上、作戦上、技術上または人的援助など
- 奨励
 - 禁止活動への説得・説得の試み
 - 「奨励」が禁止対象なので、禁止活動の実行は要件ではない
- 勧誘
 - 禁止活動と引き換えに何かを提供すること
 - 勧誘は奨励を伴う。

援助の要請とその受領(1条1(f))

- 締約国が条約に違反するための援助を求めたり受領することを禁止
- 他国・非国家主体に対して援助を求めることが禁止
- NPTでは、非核兵器国について、かつ製造についてこの禁止が課せられているだけ

配置・設置・配備

- NPTでは禁止されず
- 管轄権: 主に国の主権領域
- 管理: 占領地、域外の管理地域、その合法性は問わない。
- 設置
 - 中長期的な駐留。地位協定での処理が典型例 (Stuart Casey-Maslen 2019)
- 配置
 - 他国域内への兵器配備の行為であって、配備の長期化が予期され、支援インフラを必要とする場合 (Stuart Casey-Maslen 2019)
- 配備: 最広義の概念
 - 期間、合意の有無、インフラの有無は無関係
- 論点
 - 通過の禁止
 - 無害通航権との抵触・調整が課題
 - 出域により迅速に終了しない(not swiftly followed by exit)場合に違反の可能性。または、核兵器占有の援助と奨励に相当する可能性(NWBM)
 - キューバの「宣言」では、通過許可は1条1(e)で禁止と。
 - 入港や着陸の禁止・制限
 - 一時的な寄航、着陸は許容されるか？

(考察)核傘下国と禁止行為(1条)

- 禁止行為の他者への援助・奨励・勧誘の禁止
 - 他国の「使用・使用すると威嚇」への援助・奨励・勧誘は条約違反 → 核傘下国は締約国になれない
 - 「一般抑止」≠禁止行為との解釈が正しければ、「一般抑止」にのみ依存する国は締約国となりうるとの議論が生じる
 - 但し、この場合の「一般抑止」は抑止の実効性が疑わしい。使用が想定されない象徴的な意味での「核の傘」でしかなくなる
 - 核保有国との軍事協力関係≠条約違反
- 領域内・管轄/管理下での核兵器等の「配置・設置・配備」の許可の禁止
 - 「核共有」は禁止 → 他国核の所在国(撤去義務)
 - 領海内「無害通航権」や国際海峡の「通過通航権」は「継続的かつ迅速」な通航なので禁止されないとの解釈
 - 港湾内(内水)での停泊(寄港)、航空機の着陸はどうなるか？
 - 非核兵器地帯諸条約(除、トラテロルコ)では、締約国に決定の自由を認める。
 - 寄港の常態化=母港化の禁止？

今後の予定

- 第2条～第4条
- 第5条～第7条
- 第8条以下
- TPNW第1回締約国会議に向けて

参考文献・情報源

- TPNW交渉会議の公式サイト:
<https://www.un.org/disarmament/ptnw/index.html>
- リーチング・クリティカル・ウィルの対応サイト:
<http://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/nuclear-weapon-ban>
- 核兵器廃絶日本NGO連絡会ブログ:
<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>
- 日本反核法律家協会:
<http://www.hankaku-j.org/index.html>
- 川崎哲『核兵器を禁止する 新版』岩波ブックレットNo. 978、2018年
- 長崎大学核兵器廃絶センター
 - RECNA核兵器禁止ブログ:
<https://treaty negotiation.wordpress.com/>
 - 『核兵器禁止条約採択の意義と課題』RECNA Policy Paper, 6, 2017
<http://hdl.handle.net/10069/37700>
 - 『核兵器禁止条約発効: 新たな核軍縮を目指して』RECNA Policy Paper, 12, 2021
<http://hdl.handle.net/10069/00040469>
- 日本軍縮学会『軍縮研究』第9号、2020年 特集・核兵器禁止条約
<http://www.disarmament.jp/pdf/review09.pdf>

ご静聴
ありがとうございました